

中央病院跡地活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立西宮病院と中央病院（以下、病院）の統合再編に伴い、統合新病院が整備され、現在の病院は閉院することとなる。病院跡地の活用については、市が地域医療や周辺環境に配慮しながら検討することとしており、全市的に有効な資産活用を検討するため、本検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 病院跡地活用の検討に関すること。
- (2) その他、病院跡地活用に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、別表第1の職員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は田村副市長を、副委員長は北田副市長をもって充てる。
- 3 委員長は検討委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 検討委員会の所掌事務を補助するため、検討委員会に部会として中央病院跡地活用検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。
- 6 作業部会は、別表第2の職員をもって構成する。
- 7 作業部会に会長及び副会長を置き、会長は病院改革担当部長を、副会長は会長の指名で選任し、会長は部会を総括する。
- 8 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に第3条第1項に規定する職員以外の者を出席させることができる。
- 3 作業部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長はその議長となる。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、会議に第3条第6項に規定する職員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会及び作業部会における庶務は、中央病院病院改革担当部において処理する。

附則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

北田副市長
田村副市長
政策局長
財務局長
健康福祉局長
こども支援局長
中央病院事務局長
政策局参与（施設・まちづくり担当）
財務局資産管理部長
中央病院事務局病院改革担当部長

別表第2（第3条関係）

財務局資産管理部長
財務局財務総括室財政課長
財務局資産管理部管財課長
財務局資産管理部管財課担当課長（資産活用）
中央病院事務局病院改革担当部長